

A

令和 5年 5月16日提出

# 第2回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

報 第 2 号 専決処分の報告 ..... 3

資 料

議案の参考資料 ..... 9

## 専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

## 道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
6	令和5年 3月30日	和 解 89,703円	浜松市北区 東三方町258番地の1 株式会社セリオ 代表取締役 望月 誠	令和4年 12月8日	浜松市天竜区 佐久間町奥領家1849 番地の2地先 物損事故
事故の状況		午後2時30分頃、相手方車両が国道152号を北進中、山側法面から落下した枝により相手方車両天井部等を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対 策		令和4年12月 法面の点検、周囲の危険樹木の調査及び木枝等除去完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
7	令和5年 3月30日	和 解 74,447円	浜松市中区 葵東二丁目17番1号 浜松日産自動車株式 会社 葵店 店長  田口 和広	令和4年 12月14日	浜松市天竜区 春野町豊岡62番地の 22地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前12時00分頃、相手方車両が県道水窪森線で停車中、山側法面からの落石により相手方車両の運転席側ドアを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和4年12月 法面の安全確認実施。 令和5年3月 落石防護柵設置工事完了。</p>				
8	令和5年 3月30日	和 解 25,300円	浜松市浜北区 内野  A氏	令和5年 1月18日	浜松市浜北区 中条280番地の1地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後6時00分頃、相手方車両が市道浜北中条10号線を南進中、集水柵と舗装の間に生じた段差(約6cm)に車輪を落とし、左側前後輪ホイールを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対 策 令和5年1月 修繕完了。</p>				

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
9	令和5年 2月17日	和解 263,180円	浜松市西区 馬郡町 B氏	令和4年 11月14日	浜松市西区 馬郡町2310番地の2 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後2時20分頃、連絡ごみ収集のため3tダンプ車にて市道馬郡45号線を北進し、市道馬郡48号線との丁字交差点を右折した際、相手方敷地境界にあるフェンスと公用車右側面が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対策 事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、課員に対し、幅員狭隘道路進入の判断及び走行時の運転者と同乗者の安全確認の徹底について注意喚起を行った。</p>				
10	令和5年 2月27日	和解 98,153円	浜松市浜北区 於呂 C氏	令和4年 12月8日	浜松市浜北区 於呂2427番地の3地 先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後4時5分頃、公用車で国道152号を北進中、右折するため道路センターライン付近に停車していた相手方バイクの左側後部と公用車の右側前部が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対策 事故を起こした職員へ厳重注意を行うとともに、課員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
11	令和5年 2月28日	和解 926,944円	長野県松本市 大字笹賀5652番地 166 株式会社環境技術 センター 代表取締役 齊藤 和彦	令和4年 11月25日	浜松市西区 篠原町22744番地先 交通事故（物損）
事故の状況		午後1時00分頃、10 t ダンプ車にて市道篠原258号線を北進して交差点を右折しようとした際、公用車の前部が右折レーンで停止していた相手方車両の後部に接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対策		事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。			
12	令和5年 3月23日	和解 10,000円	浜松市中区 野口町 D氏	令和5年 1月23日	浜松市中区 野口町132番地 交通事故（物損）
事故の状況		午後3時35分頃、公用車が訪問先駐車場から左折にて発進した際、公用車の左後方側面が相手方敷地の境界にあるブロック塀に接触するとともに、公用車の左後輪が植木鉢に乗り上げたことにより、植木鉢を破損した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対策		事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員への再発防止のため、浜松市公用車「車中八策」の再確認をした。また、乗車前の周囲の状況確認及び運転時の安全確認を徹底するよう指導した。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
13	令和5年 4月19日	和解 135,630円	浜松市南区 参野町 E氏	令和4年 11月25日	浜松市西区 篠原町22744番地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後1時00分頃、10 t ダンプ車にて市道篠原258号線を北進して交差点を右折しようとした際、公用車の前部が右折レーンで停止していた車両の後部に接触し、押し出された車両の前部が相手方車両の後部に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>				
14	令和5年 4月21日	和解 24,332円	愛知県名古屋市港区 十一屋二丁目12番地 株式会社アック	令和5年 2月14日	浜松市中区 連尺町218番地の25 地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後1時39分頃、消防車にて国道257号を南進し、連尺交差点を矢印信号に従い右折レーンから右折しようとした際、消防車の左側後部が直進レーンで停止していた相手方車両の運転席側サイドミラーに接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員へ再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。また、浜松市公用車「車中八策」を再確認するとともに、安全運転の徹底を指示し、事故防止と交通安全意識の高揚を図った。</p>				





## 議案の参考資料

### 報 第 2 号 専決処分の報告

道路瑕疵3件(専第6号、専第7号、専第8号)、交通事故6件(専第9号、専第10号、専第11号、専第12号、専第13号、専第14号)にかかる和解及び損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

#### ※ 地方自治法抄

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

#### ※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1 1件300万円以下における和解及び法律上の義務に属する損害賠償の額の決定(交通事故による人身の事故の場合を除く)に関する事